

事務連絡
平成 24 年 4 月 13 日

国土交通省 地域主権改革担当 御中

内閣府地域主権戦略室

個別の事務・権限の移譲の検討に係る「当てはめ修正試案」等について（照会）

平素より地域主権改革の推進に御協力いただき、ありがとうございます。

昨年 12 月 26 日の地域主権戦略会議において、「広域的実施体制の枠組み（方向性）」が了承されたことを受けて、今年の通常国会に特例法案を提出するため、個別の事務・権限ごとに国の関与を始めとする諸課題について具体的な検討を進めてきたところです。

この間、作用法に規定がある個別の事務・権限の「当てはめ案」等について、意見照会等をさせていただくとともに、「アクション・プラン」推進委員会等で議論をさせていただきました。

今般、本年 3 月 16 日の「アクション・プラン」推進委員会において、川端地域主権推進担当大臣から「かなり幅広い国の関与を想定する表現にしたので、この案で対応できないかどうかを再度検討いただきたい」旨の発言を踏まえ、当室で整理させていただきました事項等につきまして、以下のとおり照会させていただきます。

記

1 個別の事務・権限に係る「当てはめ修正試案」について

本年 3 月 16 日の「アクション・プラン」推進委員会（第 6 回）において、内閣府から提出させていただきました「基本構成案中 2 (2)」の「移譲のための措置」に沿って、個別の事務・権限に関する「当てはめ修正試案」を作成させていただきました。つきましては、別添 1 の「当てはめ修正試案」について、次の（1）～（3）の事項を照会しますので、ご意見等がございましたら、様式にご記入・修正の上ご提出いただきますようお願いします。

- (1) 移譲対象となる事務・権限、条項等の確認（文言を含めてご確認の上、修正等ありましたら赤字見え消し修正にてご提出ください）
- (2) 「当てはめ修正試案」では、不都合が生じると考える場合の事務区分、大臣の並行権限の行使、国の関与についての修正意見（別添様式 1 に記入してください。）
- (3) 「当てはめ修正試案」では、不都合が生じると考える事務・権限についての意見（別添様式 2 に記入してください。）

留意点 1) 平成 24 年 2 月 24 日付事務連絡で照会させていただいた平成 24 年 1 月 2 日以降に施行され、又は施行が予定されている個別の法律に基づく事務・権限等であり、移譲対象候補の出先機関の長に権限を委任した、又は委任することを予定している事

務・権限についても今回の「当てはめ修正試案」に現段階で政省令の規定が判明しているものは可能な限り盛り込んでおります。

留意点 2) 共管の事務・権限についても、基本構成案の「移譲のための措置」に沿って整理させていただく方針です。なお、一部の省からご質問いただいた「他省庁と共管関係にある事務等に係る特定広域連合等への移譲の可否」について、内閣法制局第三部参事官にご説明し、ご了解いただいた資料を別添2のとおり参考まで送付させていただきます。また、2月24日付事務連絡で照会させていただきました共管対象法律・条項の確認結果に基づき、追加で「共管」と回答のあったものについては、再度追って照会させていただきます。また、共管省庁に対しても当室から追って情報提供・照会をさせていただきます。

2 提出期限

平成24年4月27日（金）17時

3 その他

いただいたご回答については、この照会文書と併せて、「アクション・プラン」推進委員会のメンバーを始めとする関係者間で共有させていただき、今後の地域主権推進担当政務、各省政務による政務折衝や両者に地方側代表を加えた協議等に活用させていただきますので、その旨あらかじめご承知おきください。

なお、今後、5月に開催を予定している「アクション・プラン」推進委員会、地域主権戦略会議等での議論を経た上で、「出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲の全体像」及び特例法案の閣議決定を行う段取りを想定しており、移譲対象となる個別の事務・権限と事務区分・関与等についても、その中に盛り込みたいと考えております。

個表番号: ○一○ 法令名:

条項	事務内容	権限移譲後			
		事務の区分(法定受託事務か自治事務か)	大臣の並行権限の行使	国との関与	その他
事務の区分	修正の理由	有無	修正の理由	国との関与	修正の理由
○○① ○○事業者に対する改善命令	自治 法定受託	○○事業者は、金融に重大な影響を及ぼす事業者であるため。			
△△② ○○販売事業の登録				指示	同事務は、災害防止等の必要性から、国民の生命、健康、安全に直接関係する事務であり、国に関与を認めるのが適当である。
□□② 報告の徵収			○ 移譲後も大臣に残る権限(第○○条)を処理するためには並行権限行使を許容する必要があるため。		

【様式2】

[用紙番号 ○○省一〇]

個表番号	○－○	法 律 名	○○に関する法律 (S○○法○○)
条 項	○○① △△② □□②	事務内容	○○計画に対する指示、公表及び命令 ○○に対する指導及び助言 報告及び立入検査
① 「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由			
② 特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
③ 移譲の例外とすべきと考える理由			

平成 24 年 4 月 13 日

「当てはめ修正試案」について(地方整備局)

I. 事務・権限の移譲のための措置(基本的な考え方)

○移譲事務等は広域的実施体制の区域外の地域においては引き継ぎ国が処理する事務であることを踏まえ、当分の間、以下のとおりの「特例的な取扱い」とする。

①事務区分	・原則として法定受託事務とする。
②国の関与	・国と地方の対等・協力の関係を前提とした上で、国による関与(協議、同意、許可・認可・承認、指示等)を必要に応じて柔軟に設ける。
③移譲事務等に関する事業計画	・広域的実施体制は、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴いた上、毎年度事業計画を策定し、移譲事務等に係る法律の所管大臣の同意を得なければならない。
④並行権限行使	・移譲事務等に係る法律の所管大臣の並行権限行使を必要に応じて柔軟に活用する。
⑤区域外権限行使	・移譲対象出先機関が有する広域的な事業者や事業活動に対する区域外権限行使を維持・継続する。

○作用法に規定のある個別の事務・権限の移譲措置(事務区分、国の関与等)を定めた「当てはめ案」(平成 24 年 1 月 11 日照会)については、国土交通省からの回答及び上記の「特例的な取扱い」を踏まえ、以下のとおり、「当てはめ修正試案」として必要な見直しを行う。

(参考)

	法律数	備考
1. 「条件付き移譲」と回答のあったもの	42 法律	(内訳) *一部重複あり ①現行法の枠組みの範囲内 20 法律 ②「大臣の指揮監督」「新たな事務類型」等が条件 21 法律 ③その他 3 法律
2. 「移譲の例外」と回答のあったもの	58 法律	(内訳) *一部重複あり ①国の役割を理由とするもの 19 法律 ②広域的実施体制の適格性等を理由とするもの 37 法律 ③区域を理由とするもの 12 法律
3. 共管など	27 法律	(内訳) ①共管と回答のあったもの(2 月 3 日付け) 8 法律 ②共管と追加回答のあったもの(4 月 4 日付け) 17 法律 ③委任事務のないもの 2 法律
4. 追加で回答のあったもの	10 法律	(内訳) ①2 月 3 日付けて回答のあったもの 2 法律 ②4 月 4 日付けて回答のあったもの 8 法律

* 法律によっては重複あり。

II. 「当てはめ案」の見直しの考え方

1. 条件付き移譲

(1) 現行法の枠組みの範囲内で回答のあったもの

◆国土交通省の回答を踏まえ、I の「特例的な取扱い」を考慮の上、事務区分や国
の関与等を設け、広域的実施体制に移譲。

(対象となる法律: 20 法律)

()内は「個表番号」 ※:重複するもの

- ・(2-8)高齢者の居住の安定確保に関する法律 ※
- ・(2-11)密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律 ※
- ・(2-18)大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法 ※
- ・(2-19)石油コンビナート等災害防止法
- ・(2-21)新都市基盤整備法 ※
- ・(2-24)海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律
- ・(2-25)都市再開発法 ※
- ・(2-26)都市計画法 ※
- ・(2-30)流通業務市街地の整備に関する法律 ※
- ・(2-31)地方住宅供給公社法
- ・(2-32)近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律 ※
- ・(2-35)新住宅市街地開発法
- ・(2-37)宅地造成等規制法
- ・(2-39)下水道法 ※
- ・(2-40)首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律 ※
- ・(2-46)土地区画整理法 ※
- ・(2-51)土地収用法 ※
- ・(2-52)建築基準法 ※
- ・(3-4)高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律 ※
- ・(3-6)流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律

(2)「大臣の指揮監督」「新たな事務類型」等を条件とするもの

- ◆ I の「特例的な取扱い」を踏まえ、事務区分については「法定受託事務」(従来のメルクマールに左右されない特例的なもの)に区分し、国による関与等を必要に応じて柔軟に設ける。
- ◆ 「大臣の指揮監督」を設けることは、国と地方の関係を「上下関係」に引き戻すものであるため考えていないが、移譲事務が継続的・安定的に実施されるために特に必要がある場合には、移譲のための措置として「大臣の指示」「大臣の並行権限行使」を柔軟に設ける。
- ◆ 広域的実施体制が、毎年度、事業計画を提出し、大臣が同意する仕組みを設ける。
- ◆ 費用負担を伴う事務など、特に必要がある場合には、移譲のための措置として「大臣の認可、承認等」を柔軟に設ける。
- ◆ 「大臣への情報提供」や「大臣への事後報告」により適切な情報共有を可能にする措置を柔軟に設ける。

※広域的実施体制の議会の議決権・調査権に制約を設けるようなことは考えていないが、毎年度作成する事業計画は議会の議決を経た上で大臣と協議することを想定しており、広域的実施体制の議会の議決が国の判断を覆すことにはならないと考えている。

(対象となる法律:21法律)

①道路法及び道路法に関係するもの(10法律)(別紙1参照)

- ・(2-12)電線共同溝の整備等に関する特別措置法
- ・(2-17)幹線道路の沿道の整備に関する法律 ※
- ・(2-23)地方道路公社法 ※
- ・(2-28)交通安全施設等整備事業の推進に関する法律
- ・(2-34)共同溝の整備等に関する特別措置法
- ・(2-42)高速自動車国道法 ※
- ・(2-43)駐車場法
- ・(2-44)道路整備特別措置法 ※
- ・(2-48)道路法 ※
- ・(3-4)高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 ※

②河川法及び河川法に関係するもの(6法律)(別紙2参照)

- ・(2-5)特定都市河川浸水被害対策法 ※
- ・(2-13)水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律
- ・(2-33)河川法 ※
- ・(2-41)特定多目的ダム法
- ・(2-57)水防法 ※
- ・(3-14)砂利採取法 ※

③その他、道路法、河川法に準じた取扱いを行うもの(5法律)

- ・(2-45)都市公園法 ※
- ・(2-54)港湾法 ※
- ・(2-60)砂防法 ※
- ・(3-15)地すべり防止法 ※
- ・(3-17)海岸法 ※

(留意事項)

(2-45) 都市公園法	・都市公園のうち「国が設置するもの」の管理について、「法定受託事務」に区分し、必要に応じて「大臣の指示」や「並行権限行使」を設けて広域的実施体制に移譲。
(2-54) 港湾法	・「開発保全航路」の開発・保全について、「法定受託事務」に区分し、必要に応じて「大臣の指示」や「並行権限行使」を設けて広域的実施体制に移譲。
(2-60) 砂防法	・直轄工事の際、砂防設備の工事の施行又は維持をなすことの指示などについては「法定受託事務」に区分し、必要に応じて「大臣の指示」や「並行権限行使」を設けて広域的実施体制に移譲。
(3-15) 地すべり防止法	・直轄工事の際、兼用工作物の管理者に地すべり防止工事の施工等をさせること等については「法定受託事務」に区分し、必要に応じて「大臣の指示」や「並行権限行使」を設けて広域的実施体制に移譲。
(3-17) 海岸法	・直轄工事の際、海岸管理者(都道府県)に代わって行う権限行使(許可の取消し又は措置命令等)については「法定受託事務」に区分し、必要に応じて「大臣の指示」や「並行権限行使」を設けて広域的実施体制に移譲。

(3)その他(個別に移譲の条件が示されたもの)(3法律)

- ◆国土交通省の回答を踏まえ、Iの「特例的な取扱い」を考慮の上、事務区分や国の関与を設け、広域的実施体制に移譲。
- ◆あわせて、国税当局に確認する。

- ・(2-14)大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法
- ・(2-15)民間都市開発の推進に関する特別措置法
- ・(2-51)土地収用法(社会資本整備審議会等の意見の聴取) ※

(留意事項)

(2-14) 大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法	・区域については、広域的実施体制から提案される区域との整合について検討する。 ・国税当局に確認する。
(2-15) 民間都市開発の推進に関する特別措置法	・国税当局に確認する。
(2-51) 土地収用法	・社会資本整備審議会等の意見聴取については、大臣の関与として「承認」を設けて、広域的実施体制に移譲。

2. 「移譲の例外」と回答のあったものの取扱い

(1) 国の役割が理由とされているもの(19法律)

◆国の役割とされている理由について、地方側の理解が十分に得られた場合には「移譲の例外」となることも考えられる。

* 個表においては、「備考」欄に赤字で「例外」、「権限移譲後」欄は空欄とし、欄外に「P(検討中)」と記載している。

(対象となると考えられる法律)

①「国の利害に重大な関係がある都市計画の都道府県による決定の際の国土交通大臣の同意」(都市計画法 18 条 3 項)に関連する事務権限を定めるもの(12 法律)

- ・(1-4)環境影響評価法
- ・(2-6)都市再生特別措置法 ※
- ・(2-21)新都市基盤整備法 ※
- ・(2-26)都市計画法 ※
- ・(2-27)近畿圏の保全区域の整備に関する法律
- ・(2-29)首都圏近郊緑地保全法
- ・(2-30)流通業務市街地の整備に関する法律 ※
- ・(2-32)近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律 ※
- ・(2-40)首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律 ※
- ・(2-46)土地区画整理法 ※
- ・(2-51)土地収用法 ※
- ・(3-12)集落地域整備法

②その他、国の役割と考えられるもの(7 法律)

- ・(2-1)排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律(国土の保全)
- ・(2-3)国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律(条約に基づく国際的保安対策)
- ・(2-11)密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(都市再生機構の業務認可等) ※
- ・(2-42)高速自動車国道法(道路に関する調査) ※
- ・(2-45)都市公園法(都市公園の設置) ※
- ・(2-49)官公庁施設の建設等に関する法律(国の施設に関する事務)
- ・(3-17)海岸法(国土保全上極めて重要な海岸保全に関する事務)

(2) 広域的実施体制の適格性などが理由とされているもの(37法律)

◆広域的実施体制の適格性などが理由とされているものについては、Iの「特例的な取扱い」に示した措置を講じて移譲の対象とすることができないか再考を求めた上で、困難な場合、本省への引き上げを検討。

*個表においては、備考欄に青字で「例外」と記載している。

(対象となると考えられる法律)

- ・(2-2)特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律 ※
- ・(2-4)景観法 ※
- ・(2-5)特定都市河川浸水被害対策法 ※
- ・(2-6)都市再生特別措置法 ※
- ・(2-7)マンションの建替えの円滑化等に関する法律
- ・(2-8)高齢者の居住の安定確保に関する法律 ※
- ・(2-10)住宅の品質確保の促進等に関する法律
- ・(2-16)浄化槽法
- ・(2-17)幹線道路の沿道の整備に関する法律 ※
- ・(2-18)大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法 ※
- ・(2-23)地方道路公社法 ※
- ・(2-25)都市再開発法 ※
- ・(2-26)都市計画法 ※
- ・(2-33)河川法 ※
- ・(2-38)住宅地区改良法
- ・(2-39)下水道法 ※
- ・(2-44)道路整備特別措置法 ※
- ・(2-45)都市公園法 ※
- ・(2-46)土地区画整理法 ※
- ・(2-48)道路法 ※
- ・(2-50)公営住宅法
- ・(2-51)土地収用法 ※
- ・(2-52)建築基準法 ※
- ・(2-54)港湾法 ※
- ・(2-57)水防法 ※
- ・(2-58)公有水面埋立法
- ・(2-59)運河法
- ・(2-60)砂防法 ※
- ・(3-3)地域公共交通の活性化及び再生に関する法律
- ・(3-4)高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 ※
- ・(3-9)地球温暖化対策の推進に関する法律
- ・(3-10)産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律 ※
- ・(3-13)エネルギーの使用の合理化に関する法律 ※
- ・(3-14)砂利採取法 ※
- ・(3-15)地すべり等防止法 ※
- ・(3-17)海岸法 ※
- ・(3-18)公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法

(3) 区域の制約が理由とされているもの(12法律)

◆ I の「特例的な取扱い」に示した措置を講じて移譲の対象とすることができないか
再考を求めた上で、困難な場合、本省への引き上げを検討。
* 個表においては、備考欄に緑字で「域外」と記載している。

(対象となると考えられる法律)

- ・(2-2)特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律 ※
- ・(2-4)景観法 ※
- ・(2-9)マンションの管理の適正化の推進に関する法律
- ・(2-36)不動産の鑑定評価に関する法律
- ・(2-47)宅地建物取引業法
- ・(2-52)建築基準法 ※
- ・(2-53)建築士法
- ・(2-55)建設業法
- ・(2-56)測量法
- ・(3-5)特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律
- ・(3-11)資源の有効な利用の促進に関する法律
- ・(3-13)エネルギーの使用の合理化に関する法律 ※

3. 共管と回答のあったものの取扱い

◆関係府省にも別途、不都合が生じないかを確認の上、広域的実施体制に移譲。

*別添「他省庁と共管関係にある事務等について」参照。

*追加で「共管」と回答のあったもの(4月4日付け)については、今回の「当てはめ修正試案」には反映しておらず、後日、照会を予定。

①「共管」のため回答留保又は移譲できないと回答のあったもの(2月3日付け)(8法律)

- ・(2-20)公有地の拡大の推進に関する法律
- ・(3-1)中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律
- ・(3-2)中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律
- ・(3-7)中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律
- ・(3-8)産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法
- ・(3-10)産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律」※
- ・(3-16)中小企業団体の組織に関する法律
- ・(3-19)中小企業等協同組合法

②追加で「共管」と回答のあったもの(4月4日付け)(17法律)

- ・(2-28)交通安全施設等整備事業の推進に関する法律
- ・(2-39)下水道法
- ・(3-3)地域公共交通の活性化及び再生に関する法律
- ・(3-4)高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
- ・(3-5)特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律
- ・(3-6)流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律
- ・(3-9)地球温暖化対策の推進に関する法律
- ・(3-11)資源の有効な利用の促進に関する法律
- ・(3-12)集落地域整備法
- ・(3-13)エネルギーの使用の合理化に関する法律
- ・(3-14)砂利採取法
- ・(3-15)地すべり等防止法
- ・(3-17)海岸法
- ・(3-18)公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- ・(追加8)犯罪による収益の移転防止に関する法律
- ・(追加9)地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律
- ・(追加10)東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律

4. 追加で回答のあったもの(法律平成23年12月以降に施行された法律などにより出先機関に委任されている事務の取扱い)

◆個表の形式で条項ごとに整理したものを照会。

*4月4日付け回答において追加されたものについては、今回の「当てはめ修正試案」には反映しておらず、後日、照会を予定。

①2月3日付け回答で追加されたもの(2法律) *今回の「当てはめ修正試案」に反映

- ・(追加1)東日本大震災復興特別区域法(H23法122)
- ・(追加2)津波防災地域づくりに関する法律(H23法123)

②4月4日付け回答において追加されたもの

- ・(追加3)民法(M29法89)

*一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号。以下「整備法」という。)第38条の規定による改正前の民法(整備法第95条においてなお従前の例によることとされた特例民法法人の監督)

- ・(追加4)公益信託ニ関スル法律(T11法62)
- ・(追加5)独立行政法人水資源機構法(H14法182)
- ・(追加6)個人情報の保護に関する法律(H15法57)
- ・(追加7)一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(H18法50)
- ・(追加8)犯罪による収益の移転防止に関する法律(H19法22)
- ・(追加9)地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(H22法67)
- ・(追加10)東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律(H23法114)

(別紙1)

直轄国道の移譲のための措置

平成24年4月13日

		現在内閣府で考えている移譲のための措置		説明
1	国土交通省提示の移譲の条件 自治事務・法定受託事務では ない「新たな事務類型」	※移譲対象となる全ての条項が対象 ・国による関与等を必要 [に応じて柔軟に設定	・「法定受託事務」に区分 ・大臣の指示「大臣の並行権限行使」 ・大臣の並行権限行使	「新たな事務類型」として、従来のメルクマールに左右されない特例的な「法定受託事務」を提示
2	広域的実施体制の長に対する 指揮監督	◎国道の改築等(12)、管理(13) ◎区域決定等(18) ◎監督処分(71)	・大臣の指示 ・広域的実施体制が事業計画を提出し大臣が同意(毎年度)	「大臣の指示」「大臣の並行権限行使」により、「指揮監督」と実質的に同様の効果の確保が可能
3	大臣が決定する計画や予算に基づき広域的実施体制が執行する仕組み	○国道の改築等(12)、管理(13) ○区域決定等(18)	・広域的実施体制が事業計画を提出し大臣が同意(毎年度)	事業計画の大臣への協議の中で大臣が決定する計画や予算の内容の反映が可能
4	「従わなければならない基準」の作成	○国道の改築等(12)、管理(13)	・法定受託事務の処理 基準の策定(自治法245の9)	広域的実施体制は大臣が定めた基準に従う義務あり
5	必要な処分の指示及び広域的実施体制の長が指示に従わない場合の大臣の直接執行	○工事施行命令(21、22) ○現状回復の指示(40) ○違法放置物件への措置(44の2) ○通行の禁止等(46) ○負担金の強制徴収(73) 等	・大臣の指示 ・大臣の並行権限行使	「大臣の指示」「大臣の並行権限行使」により、必要な処分の実施の確保が可能
6	一定の事務を行おうとする場合 の大臣の認可等	○占用料の徴収(39) ○費用負担に係る協議(54、55) ○損失の補償(69、70、72、91) 等	・大臣の承認(又は認可、許可)	国土省が必要とする事務に「大臣の認可等」を設定することにより、大臣の意思の反映が可能
7	広域的実施体制の長が行う事務処理の執行状況調査、結果の公表、事後報告等	○道路台帳の調整(28) ○道路占用の許可(32～36) ○利便施設協定の公告(48の18) 等	・大臣への情報提供 ・大臣への事後報告	「大臣への情報提供」「大臣への事後報告」により適切な情報共有が可能
8	広域的実施体制の議会の議決・調査権の制約	議会の議決・調査権を制約することは考えていながら、毎年度作成する事業計画は、議会の議決を経た上で大臣と協議することを想定しており、広域的実施体制の議決が国の判断を覆すことにはならない。		

注1 広域的実施体制の長を道路管理者(18)とみなすため、特例法施行令でみなす規定(又は読み替え規定)を置くことが必要。

注2 次の9法律は、道路法と同様の扱い、「電線共同溝の整備等に関する法律」「幹線道路の沿道の整備の特別措置法」「幹線道路の沿道の整備の特別措置法」「駐車場法」「駐車場法」「高速自動車国道法」「駐車場法」「道路整備特別措置法」「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」

(別紙2)

直轄河川の移譲のための措置

平成24年4月13日

* 数字は河川法の条番号

	国土交渉省提示の移譲の条件	現在内閣府で考えている移譲のための措置	説明
1 自治事務・法定受託事務では ない「新たな事務類型」	※移譲対象となる全ての条項が対象	・「法定受託事務」に区分 ・国による関与等を必要 に応じて柔軟に設定	「新たな事務類型」として、従来のメルクマールに左右されない特例的な「法 定受託事務」を提示
2 広域的実施体制の長に対する 指揮監督	◎一級河川の管理(9) ◎監督処分(75)	・大臣の指示 ・大臣の並行権限行使	「大臣の指示」「大臣の並行権限行使」 により、「指揮監督」と実質的に同様の 効果の確保が可能
3 大臣が決定する計画や予算に に基づき広域的実施体制が執行 する仕組み	○一級河川の管理(9) ○河川整備計画の制定(16の2)	・広域的実施体制が事業 計画を提出し大臣が同意 (毎年度) ・河川整備計画→大臣の 同意	事業計画の大臣への協議の中で大臣 が決定する計画や予算の内容の反映 が可能
4 「従わなければならぬ基準」 の作成	○一級河川の管理(9) ○ダム等の操作規則の制定(14)	・処理基準の策定（自治法 245の9） ・承認	広域的実施体制は大臣が定めた基準 に従う義務あり
5 必要な処分の指示及び広域的 実施体制の長が指示に従わな い場合の大臣の直接執行	○附帯工事の施工(19) ○洪水時等における緊急措置(40) ○洪水調節のための指示(52) ○河川保全区域の指定(54) ○負担金の強制徴収(74) 等	・大臣の指示 ・大臣の並行権限行使	「大臣の指示」「大臣の並行権限行使」 により、必要な处分の実施の確保が可 能
6 一定の事務を行おうとする場合 の大臣の認可等	○流水の占用許可(23、40) ○費用負担に係る協議(66) ○損失補償(21) 等	・大臣の承認（又は認可、 許可）	国交省が必要とする事務に「大臣の認 可等」を設定することにより、大臣の意 思の反映が可能
7 広域的実施体制の長が行う事 務処理の執行状況調査、結果 の公表、事後報告等	○河川台帳の調整(12) ○兼用工作物の工事等の協議(17) ○管理主任技術者の選任届(50)等	・大臣への情報提供 ・大臣への事後報告	「大臣への情報提供」「大臣への事後 報告」により適切な情報共有が可能
8 広域的実施体制の議会の議 決・調査権の制約	議会の議決・調査権を制約することは想定しており、広域的実施体制の議会の議決が國の判断を覆すことにはならない。		

注1 広域的実施体制の長を河川管理者(7)とみなすため、特例法施行令でみなし規定を置くことが必要。

注2 次の5法律は、河川法と同様の扱い、「特定都市河川浸水被害対策法」「水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律」「特定多目的ダム法」「水防法」「砂利採取法」

地方整備局

「当てはめ修正試案」(個表)

国の出先機関の個別事務・権限の

地域主権戦略室

平成24年4月13日

国の出先機関の個別事務・権限の「当てはめ修正試案」

当修正試案については、貴省からいただいた回答を基本に、別紙でお示した「事務・権限の移譲のための措置（基本的な考え方）」の「特例的な取扱い」を加えたものです。

1 条件付き移譲

(1) 現行法の枠組みの範囲内で回答のあつたもの … 20法律
○ 修正なし(黒字で記載)

(2)「大臣の指揮監督」「新たな事務類型」等を条件とするもの … 21法律
○ 備考欄に「**対応策**」と青字で記載
※ 権限移譲後の欄に「特例的な取扱い」を踏まえ、青字で事務区分や国の関与等を記載

(3)その他(個別に移譲の条件が示されたもの) … 3法律
○ 備考欄に「**対応策**」と青字で記載
※ 権限移譲後の欄に「特例的な取扱い」を踏まえ、青字で事務区分や国の関与等を記載

2 「移譲の例外」と回答のあつたもの

(1)国の役割が理由とされているもの … 19法律
○ 備考欄に「**例外**」と赤字で記載
※ 地方側の理解が十分に得られた場合には、移譲の例外となることも考えられる。このため、「当てはめ修正試案」については、「検討中(P)」の扱いとし、権限移譲後の欄には空欄とする。

(2)広域的実施体制の適格性などが理由とされているもの … 37法律
○ 備考欄に「**例外**」と青字で記載
※ 「特例的な取扱い」を加えた措置を講じても移譲の対象とすることができないか再考を求めた上で、困難な場合は本省への引上げを検討

※ 権限移譲後の欄に「特例的な取扱い」を踏まえ、青字で事務区分や国の関与等を記載

(3)区域の制約が理由とされているもの … 12法律
○ 備考欄に「**例外**」と緑字で記載
※ 「特例的な取扱い」を加えた措置を講じても移譲の対象とすることができないか再考を求めた上で、困難な場合は本省への引上げを検討

※ 権限移譲後の欄に「特例的な取扱い」を踏まえ、緑字で事務区分や国の関与等を記載

3 共管と回答のあつたもの … 8法律(2月3日付け回答)

○ 備考欄に「**共管**」と青字で記載
※ 権限移譲後の欄に「特例的な取扱い」を踏まえ、青字で事務区分や国の関与等を記載

地方整備局個表目次

区分	法令名
事務の根拠法に「地方整備局」の記載があるもの（包括委任規定を除く。）	<p>No. 1-① 広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成十九年五月十八日法律第五十二号）</p> <p>1-② 都市鉄道等利便増進法（平成十七年五月六日法律第四十一号）</p> <p>1-③ 都市再生特別措置法（平成十四年四月五日法律第二十二号）【個表No2-⑥で記載】</p> <p>1-④ 環境影響評価法（平成九年六月二十三日法律第八十一号）</p> <p>1-⑤ 道路法（昭和二十七年六月十日法律第一百八十号）【個表No2-⑧で記載】</p>
事務の根拠法に「地方整備局長」に委任する旨の包括委任規定があり、政省令で委任事務を指定しているもの	<p>2-① 排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律（平成二十二年六月二日法律第四十一号）</p> <p>2-② 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年五月三十三日法律第六十六号）</p> <p>2-③ 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年四月十四日法律第三十一号）</p> <p>2-④ 景観法（平成十六年六月十八日法律第一百十号）</p> <p>2-⑤ 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年六月十一日法律第七十七号）</p> <p>2-⑥ 都市再生特別措置法（平成十四年四月五日法律第二十二号）</p> <p>2-⑦ マンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成十四年六月十九日法律第七十八号）</p> <p>2-⑧ 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年四月六日法律第二十六号）</p> <p>2-⑨ マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年十二月八日法律第八十九号）</p> <p>2-⑩ 住宅の品質確保の促進に関する法律（平成十一年六月二十三日法律第四十九号）</p> <p>2-⑪ 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する特別措置法（平成七年三月二十三日法律第三十九号）</p> <p>2-⑫ 電線共同溝の整備等に関する法律（平成六年三月四日法律第八号）</p> <p>2-⑬ 水道原水質保全事業の実施の促進に関する法律（平成六年三月四日法律第八号）</p> <p>2-⑭ 大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法（昭和六十三年五月十七日法律第四十七号）</p> <p>2-⑮ 民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年六月二日法律第六十二号）</p> <p>2-⑯ 净化槽法（昭和五十八年五月十八日法律第四十三号）</p> <p>2-⑰ 幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年五月一日法律第三十四号）</p> <p>2-⑱ 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年七月十六日法律第六十七号）</p> <p>2-⑲ 石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年十二月十七日法律第八十四号）</p> <p>2-⑳ 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年六月十五日法律第六十六号）</p> <p>2-㉑ 公有地の整備融資利子補給臨時措置法（昭和四十七年六月二十二日法律第八十六号）</p> <p>2-㉒ 農地所有者等負担住宅建設融資事業の整備に関する法律（昭和四十六年四月一日法律第三十二号）</p> <p>2-㉓ 地方道路公社法（昭和四十五年五月二十日法律第八十二号）</p> <p>2-㉔ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年十二月二十五日法律第三十六号）</p> <p>2-㉕ 都市再開発法（昭和四十四年六月三日法律第三十八号）</p> <p>2-㉖ 都市計画法（昭和四十三年六月十五日法律第一百号）</p> <p>2-㉗ 近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和四十二年七月三十一日法律第一百三号）</p> <p>2-㉘ 交通安全施設等整備事業の推進に関する法律（昭和四十一年四月一日法律第四十五号）</p> <p>2-㉙ 首都圏近郊緑地保全法（昭和四十一年六月三十日法律第一百一号）</p> <p>2-㉚ 流通業務市街地の整備に関する法律（昭和四十年六月十日法律第一百二十四号）</p> <p>2-㉛ 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和三十九年七月十日法律第一百六十七号）</p> <p>2-㉜ 共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和三十八年四月一日法律第八十一号）</p> <p>2-㉝ 新住宅市街地開発法（昭和三十八年七月十一日法律第一百三十四号）</p> <p>2-㉞ 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年七月十六日法律第一百五十二号）</p>

2-37	宅地造成等規制法（昭和三十六年十一月七日法律第一百九十一号）	
2-38	住宅地区改良法（昭和三十五年五月十七日法律第八十四号）	
2-39	下水道法（昭和三十五年五月二十四日法律第七十九号）	
2-40	首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（昭和三十三年四月二十九日法律第三十五号）	
2-41	特定多目的ダム法（昭和三十二年三月三十一日法律第七十九号）	
2-42	高速自動車国道法（昭和三十二年四月二十五日法律第七十九号）	
2-43	駐車場法（昭和三十二年五月十六日法律第六号）	
2-44	道路法（昭和三十二年五月三十一日法律第七号）	
2-45	都市公園法（昭和三十二年三月二十九日法律第七十七号）	
2-46	土地収用法（昭和三十二年五月二十日法律第百九十九号）	
2-47	都市公園法（昭和三十二年五月二十日法律第百九十九号）	
2-48	官公施設の建設等に関する法律（昭和三十二年六月一日法律第八十一号）	
2-49	官公営住宅法（昭和三十二年三月十四日法律第七号）	
2-50	官公営住宅用法（昭和三十二年六月四日法律第百九十九号）	
2-51	土地収用基準法（昭和三十二年六月九日法律第二百一一号）	
2-52	建築基準法（昭和三十二年五月二十四日法律第二百二二号）	
2-53	建築士法（昭和三十二年五月二十一日法律第二百十八号）	
2-54	港湾法（昭和三十二年五月三十一日法律第二百八十八号）	
2-55	建設業法（昭和三十二年五月二十四日法律第二百八十八号）	
2-56	測量法（昭和三十二年五月三日法律第二百九十三号）	
2-57	水防法（昭和三十二年六月四日法律第二百九十七号）	
2-58	公有水面埋立法（大正十年四月九日法律第五十七号）	
2-59	運河法（大正二年四月九日法律第十号）	
2-60	砂防法（明治三十年三月三十日法律第二十九号）	
追加2	津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年十二月二十四日法律第二百二十三号）	
3-①	中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年五月二十三日法律第三十九号）	
3-②	中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成十九年五月十一日法律第三十九号）	
3-③	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年五月二十八日法律第五十九号）	
3-④	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十九年六月二十一日法律第九十一号）	
3-⑤	特定特殊自動車ガスの規制等に関する法律（平成十九年五月二十五日法律第五十一号）	
3-⑥	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年七月二十二日法律第八十五号）	
3-⑦	中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十七年七月二十二日法律第百三十一号）	
3-⑧	中小企業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年八月十三日法律第百三十一号）	
3-⑨	産業温暖化対策の推進に関する法律（平成十年十月九日法律第百三十一号）	
3-⑩	産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律（平成十一年三月三十一日法律第百三十一号）	
3-⑪	資源の有効な利用の促進に関する法律（平成四年五月二十六日法律第四十八号）	
3-⑫	集落地域整備法（昭和六十二年六月二日法律第六十三号）	
3-⑬	エネルギーの有効な利用の促進に関する法律（昭和五十四年六月二十二日法律第四十九号）	
3-⑭	砂利採取法（昭和六十二年五月三十一日法律第三十二号）	
3-⑮	地すべり等防止法（昭和三十三年三月三十一日法律第三十二号）	
3-⑯	中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年十一月二十五日法律第一百八十五号）	
3-⑰	海岸法（昭和三十一年五月十二日法律第一百一号）	
3-⑱	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年三月三十一日法律第一百八十一号）	
3-⑲	中小企業等協同組合法（昭和二十四年六月一日法律第一百八十七号）	
追加1	東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年十二月二十四日法律第一百二十二号）	

1-1 法令名： 広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律(H19法52)

項目	事務内容	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後 （メルクマール）	備考
		出先機関 の長への 委任根拠 (メルクマール)	大臣の執 行権留保 (メルクマール)	事務区分 (メルクマール)		



項目	事務内容	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後 （メルクマール）	備考
		事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限 (メルクマール)	國の関与 (メルクマール)		

1-2 法令名：都市鉄道等利便増進法(H17法41)

項目	事務内容	同種事務を都道府県が行う場合			備考
		出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	大臣並行権限	
		事務区分 (メルクマール)	事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限 (メルクマール)	國の関与 (メルクマール)



事務区分 (メルクマール)	権限移譲後			備考
	事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限 (メルクマール)	國の関与 (メルクマール)	

1-4 法令名：環境影響評価法(H14法22)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合
		事務区分 (マルクマール)	大臣並行権限 (マルクマール)	國の閣与 (マルクマール)
39①	都市計画に定められる第二種事業について届出を行うこと	39①	—	自治
39②	都市計画に定められる第二種事業について届出を受けること	39②	—	自治
40②	環境影響評価書等の送付を行うこと等	40②	—	自治
40②	環境影響評価書等の送付を受けること等	40②	—	自治
41①	準備書等と都市計画案の公告等を行うこと等	41②	—	自治
42③	環境の保全について審査すること	42③	—	自治



事務の区分 (マルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	國の閣与 (マルクマール)	
例外	△	△	P
例外	△	△	P
例外	△	△	P
例外	△	△	P
例外	△	△	P
例外	△	△	P

* 権限移譲後斜線：当権限は整備局長に委任されていない。（都市計画法22①の「二以上の都道府県の区域にわたる都市計画を定める」と」は国交大臣権限であるため、当条項の提案を受けるのは都市計画決定権者である国交大臣権限。）

2-① 法令名：排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律(H22法41)

条項	事務内容	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後 （事務の区分 (メルクマール)）	権限移譲後 （大臣並行権限 (メルクマール)）	備考
		出先機関 の長への 委任根拠	大臣の執 行権限保 持	國の閣与 (メルクマール)			
5①	低潮線保全区域内の海底の掘削等の許可	規則15①	—	—	—	—	例外 P
<5①>	低潮線保全区域内の海底の掘削等の協議※6②に おいて準用	規則15①	—	—	—	—	例外 P
7①②	監督処分	規則15②	規則15②	—	—	—	例外 P
9①②⑥ ⑦	水域の占用の許可等(特定離島港湾施設の存する 港湾)※9⑤において準用	規則15①	—	—	—	—	例外 P
<9①>	水域の占用の協議(特定離島港湾施設の存する港 湾)※9⑤において準用	規則15①	—	—	—	—	例外 P
10②	捨て又は放置してはならないものの指定(特定離島 港湾施設の存する港湾)	規則15①	—	—	—	—	例外 P
11①～⑦	工事その他の行為の中止を命ずること等	規則15②	規則15②	—	—	—	例外 P
12①	報告徵収、立入検査	規則15②	規則15②	—	—	—	例外 P
13①～③	負担金等及び延滞金を徵収すること等	規則15①	—	—	—	—	例外 P
14①	許可の条件を付すこと	規則15①	—	—	—	—	例外 P



条項	事務内容	権限移譲後			備考
		事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限 (メルクマール)	國の閣与 (メルクマール)	
5①	低潮線保全区域内の海底の掘削等の許可	規則15①	—	—	—
<5①>	低潮線保全区域内の海底の掘削等の協議※6②に おいて準用	規則15①	—	—	—
7①②	監督処分	規則15②	規則15②	—	—
9①②⑥ ⑦	水域の占用の許可等(特定離島港湾施設の存する 港湾)※9⑤において準用	規則15①	—	—	—
<9①>	水域の占用の協議(特定離島港湾施設の存する港 湾)※9⑤において準用	規則15①	—	—	—
10②	捨て又は放置してはならないものの指定(特定離島 港湾施設の存する港湾)	規則15①	—	—	—
11①～⑦	工事その他の行為の中止を命ずること等	規則15②	規則15②	—	—
12①	報告徵収、立入検査	規則15②	規則15②	—	—
13①～③	負担金等及び延滞金を徵収すること等	規則15①	—	—	—
14①	許可の条件を付すこと	規則15①	—	—	—

2-② 法令名：特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(H19法66)

条項	事務内容	同種事務を都道府県が行う場合				備考
		出先機関の長への 委任根拠	大臣の執行 権留保 (メルクマール)	事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限 (メルクマール)	
4①	住宅建設瑕疵担保保証金の供託等の届出受理	規則42①	—	自治	—	—
5	住宅建設瑕疵担保保証金の基準額に不足する額の供託の確認	規則42①	—	自治	—	—
7②	住宅建設瑕疵担保保証金の不足額の供託の届出受理	規則42①	—	自治	—	—
<7②>		規則42①	—	自治	—	—
9②	住宅建設瑕疵担保保証金の不足額の供託の届出受理※16において準用	規則42①	—	自治	—	—
<9②>		規則42①	—	自治	—	—
12①	住宅販売瑕疵担保保証金の供託等の届出受理	規則42①	—	自治	—	—
13	住宅販売瑕疵担保保証金の基準額に不足する額の供託の確認	規則42①	—	自治	—	—
28①	報告徵収・立入検査(保険法人に対するもの)	規則42② ③	規則42② ③	—	—	—
↑						
権限移譲後						
		事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限 (メルクマール)	大臣並行権限 (メルクマール)	國の闇与 (メルクマール)	

2-③ 法令名： 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律(H16法31)

条項	事務内容	出先機関 の長への 委任根拠	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後 の区分 (マルチマーク) 大臣並行権限 (マルチマーク)	國の関与 (マルチマーク)	備考
			事務区分 (マルチマーク)	大臣並行権限 (マルチマーク)	國の関与 (マルチマーク)			
30②	埠頭保安管理者選任等の届出(重要国際埠頭施設の管理者) (* 1)	規則82①	—	—	—	例外	P	
32⑤	埠頭保安規程の承認等(重要国際埠頭施設の管理者等)(* 1)	規則82①	—	—	—	例外	P	
32⑥	埠頭保安規程にかかる港湾施設保安評価書の交付(重要国際埠頭施設の管理者等)(* 1)	規則82①	—	—	—	例外	P	
32⑧	埠頭保安規程に相当する規程の承認(重要国際埠頭施設の管理者等)(* 1)	規則82①	—	—	—	例外	P	
33①	埠頭保安規程に相当する規程の承認(重要国際埠頭施設の管理者)(* 2)	規則82①	—	—	—	例外	P	
<30②>	埠頭保安管理者選任等の届出(重要国際埠頭施設の管理者)(* 2)※33②)における準用	規則82①	—	—	—	例外	P	
<32⑤>	埠頭保安規程の承認等(重要国際埠頭施設以外の国際埠頭施設の管理者)(* 2)※33②)において準用	規則82①	—	—	—	例外	P	
<32⑥>	埠頭保安規程にかかる港湾施設保安評価書の交付(重要国際埠頭施設の管理者)(* 2)※33②)において準用	規則82①	—	—	—	例外	P	
<32⑧>	埠頭保安規程に相当する規程の承認(重要国際埠頭施設の管理者)(* 2)※33②)における準用	規則82①	—	—	—	例外	P	
38②	水域保安管理者選任等の届出(特定港湾管理者)	規則82①	—	—	—	例外	P	
40③	水域保安規程の承認等(特定港湾管理者)	規則82①	—	—	—	例外	P	
<32⑥>	水域保安規程にかかる港湾施設保安評価書の交付(特定港湾管理者)(* 40④)において準用	規則82①	—	—	—	例外	P	
<32⑧>	水域保安規程に相当する規程の承認(特定港湾管理者)(* 40④)において準用	規則82①	—	—	—	例外	P	
41①	水域保安規程に相当する規定の承認(特定港湾施設の管理者)	規則82①	—	—	—	例外	P	



条項	事務内容	出先機関 の長への 委任根拠	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後 の区分 (マルチマーク) 大臣並行権限 (マルチマーク)	國の関与 (マルチマーク)	備考
			事務区分 (マルチマーク)	大臣並行権限 (マルチマーク)	國の関与 (マルチマーク)			
30②	埠頭保安管理者選任等の届出(重要国際埠頭施設の管理者) (* 1)	規則82①	—	—	—	例外	P	
32⑤	埠頭保安規程の承認等(重要国際埠頭施設の管理者等)(* 1)	規則82①	—	—	—	例外	P	
32⑥	埠頭保安規程にかかる港湾施設保安評価書の交付(重要国際埠頭施設の管理者等)(* 1)	規則82①	—	—	—	例外	P	
32⑧	埠頭保安規程に相当する規程の承認(重要国際埠頭施設の管理者等)(* 1)	規則82①	—	—	—	例外	P	
33①	埠頭保安規程に相当する規程の承認(重要国際埠頭施設の管理者)(* 2)	規則82①	—	—	—	例外	P	
<30②>	埠頭保安管理者選任等の届出(重要国際埠頭施設の管理者)(* 2)※33②)における準用	規則82①	—	—	—	例外	P	
<32⑤>	埠頭保安規程の承認等(重要国際埠頭施設以外の国際埠頭施設の管理者)(* 2)※33②)において準用	規則82①	—	—	—	例外	P	
<32⑥>	埠頭保安規程にかかる港湾施設保安評価書の交付(重要国際埠頭施設の管理者)(* 2)※33②)において準用	規則82①	—	—	—	例外	P	
<32⑧>	埠頭保安規程に相当する規程の承認(重要国際埠頭施設の管理者)(* 2)※33②)における準用	規則82①	—	—	—	例外	P	
38②	水域保安管理者選任等の届出(特定港湾管理者)	規則82①	—	—	—	例外	P	
40③	水域保安規程の承認等(特定港湾管理者)	規則82①	—	—	—	例外	P	
<32⑥>	水域保安規程にかかる港湾施設保安評価書の交付(特定港湾管理者)(* 40④)において準用	規則82①	—	—	—	例外	P	
<32⑧>	水域保安規程に相当する規程の承認(特定港湾管理者)(* 40④)において準用	規則82①	—	—	—	例外	P	
41①	水域保安規程に相当する規定の承認(特定港湾施設の管理者の管理者)	規則82①	—	—	—	例外	P	

2-③ 法令名： 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律(H16法31)

条項	事務内容	出先機関 の長への 委任根拠	大臣の執 行権限保 留	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後 の区分 (マルチマーク) 大臣並行権限 (マルチマーク)	國的關與 (マルチマーク)	備考
				事務区分 (マルチマーク)	大臣並行権限 (マルチマーク)	國的關與 (マルチマーク)			
<32⑥>	水域保安規程に相当する規程にかかる港湾施設保 安評価書の交付(特定港湾管理者が管理する国際 水域施設以外の国際水域施設の管理者)※41②に おいて準用する40④において準用	規則82①	—	—	—	—	P	P	例外
<32⑧>	水域保安規程に相当する規程の軽微な変更の届出 (特定港湾管理者が管理する国際水域施設以外の 水域保安規程にかかる港湾施設の管理者)※41②において準用する40④において準用	規則82①	—	—	—	—	P	P	例外
<7④>	埠頭保安管理者の解任を命ずること(重要国际埠頭 施設の管理者)(*1)※30③において準用	規則82②	規則82②	—	—	—	P	P	例外
32⑨⑩	埠頭保安規程の変更命令、承認取り消し(重要国际埠頭 施設の管理者等)(*1)	規則82②	規則82②	—	—	—	P	P	例外
34①②	改善勧告、措置命令(重要国际埠頭施設の管理者 等)(*1)	規則82②	規則82②	—	—	—	P	P	例外
35①②	報告微収、立入検査(重要国际埠頭施設の管理者 等)(*1)	規則82②	規則82②	—	—	—	P	P	例外
<7④>	埠頭保安管理者に相当する者の解任を命ずること (重要国际埠頭施設以外の国際埠頭施設の管理 者)(*2)※33②において準用する30③において準 用する規程の変更命令、承認取り消し(重要国际埠頭 施設の管理者等)(*2)※33②において準用	規則82②	規則82②	—	—	—	P	P	例外
<32⑨⑩>	埠頭保安規程に相当する規程の解任を命ずること(特定港湾管 理者等)(*2)※33②において準用	規則82②	規則82②	—	—	—	P	P	例外
35①②	報告微収、立入検査(重要国际埠頭施設以外の国 際埠頭施設の管理者等)(*2)	規則82②	規則82②	—	—	—	P	P	例外
<7④>	水域保安管理者の解任を命ずること(特定港湾管 理者)(*38③において準用	規則82②	規則82②	—	—	—	P	P	例外
<32⑨⑩>	水域保安規程の変更命令、承認取り消し(特定港湾 管理者)(*40④において準用	規則82②	規則82②	—	—	—	P	P	例外
<7④>	水域保安管理者に相当する者の解任を命ずること (特定港湾管理者が管理する国際水域施設以外の 国際水域施設の管理者)※41②において準用する 38③において準用	規則82②	規則82②	—	—	—	P	P	例外
<32⑨⑩>	水域保安規程に相当する規程の変更命令、承認取 り消し(特定港湾管理者が管理する国際水域施設以 外の国際水域施設の管理者)※41②において準用 する40④において準用	規則82②	規則82②	—	—	—	P	P	例外



2-③ 法令名：国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律(H16法31)

条項	事務内容	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後 （マルクマール）	備考
		出先機関 の長への 委任根拠	大臣の執 行権留保	大臣並行権 限（マルクマール）		
42①②	改善勧告、措置命令（特定港湾管理者）	規則82②	規則82②	—	—	P
43	報告徴収（特定港湾管理者等）	規則82②	規則82②	—	—	例外



(* 1)特定重要コントナ埠頭施設等以外の重要な国際埠頭施設
(* 2)特定コントナ埠頭施設等以外の国際埠頭施設

2—④ 法令名：景観法(H16法110)

条項	事務内容	同種事務を都道府県が行う場合			
	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	大臣並行権限	國の調与	
	事務区分 (マルクマール)	事務区分 (マルクマール)	大臣並行権限 (マルクマール)	國の調与 (マルクマール)	
65①②	市町村長が違反建築物に係る措置をしたときの、国交大臣への通知受理等	規則32	—	自治	—
72⑤⑥	市町村長が違反建築物に係る措置をしたときの、国交大臣への通知受理等(景観地区工作物制限条例)	規則32	—	自治	—
76⑤⑥	市町村長が違反建築物に係る措置をしたときの、国交大臣への通知受理等(地区計画等形態意匠条例)	規則32	—	自治	—
78①②	勧告、助言又は援助(市町村長)	規則32	規則32	自治	法78



	事務内容	権限移譲後			備考
		事業の区分 (マルクマール)	大臣並行権限 (マルクマール)	國の調与 (マルクマール)	
		法定	法定	法定	域外

2-⑤ 法令名：特定都市河川浸水被害対策法(H15法77)

条項	事務内容	同種事務を都道府県が行う場合				権限移譲後 備考
		出先機関の長への 委任根拠	大臣の執行 権留保	指定区間内の1級河川	2級河川	
		事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限 (メルクマール)	事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限 (メルクマール)	國の開拓 (メルクマール)
	【国土交通大臣の権限】					
4③	流域水害対策計画の策定の同意をすること。	規則33②	—	—	—	—
32①	都市洪水想定区域の指定等	規則33②	—	自治	—	—
34①	測量又は調査のための土地の立入等	規則33②	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—
	【河川管理者としての権限】					
4①④～ ⑨	流域水害対策計画の策定等	規則33①	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—
5①	流域水害対策計画の実施等	規則33①	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—
6①③	雨水貯留浸透施設の整備等	規則33①	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—
25②③	保全調整池における行為の届出に係る通知を受け ること。	規則33①	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—



- 地方分権推進計画(平成10年5月閣議決定)
 - ・ 法定受託事務とするメルクマール
 - (2) 根幹的部分を国が直接執行している事務で以下に掲げるもの
 - ② 広域にわたり重要な役割を果たす治山・治水及び天然資源の適正管理に関する事務

2-⑥ 法令名：都市再生特別措置法(H14法22)

条項	事務内容	同種事務を都道府県が行う場合		
		出先機関の長への委任根拠 事務区分 (メルクマール)	大臣の執行権留保 大臣並行権限 (メルクマール)	國の関与 (メルクマール)
51②	都市計画の決定等に係る協議及び同意(市町村)	規則29 I	—	—
58②	国道の新設等に係る認可(市町村)	規則29 II	—	—

事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限 (メルクマール)	國の関与 (メルクマール)	備考
			P 例外



2-⑦ 法令名：マンションの建替えの円滑化等に関する法律(H14法78)

条項	事務内容	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後 （事業の区分 (マルクマール)）	備考
		大臣の執行権留保 （大臣への委任根拠 の長任根拠の委任）	大臣並行権限 (マルクマール)	國の調与 (マルクマール)		
101	マンション建替え事業に係る技術的援助	規則61	規則61	自治	規則61	—



事務区分 (マルクマール)	大臣並行権限 (マルクマール)	國の調与 (マルクマール)	権限移譲後		備考
			法定	○ 事後報告	
法定	○ 事後報告	例外			

2-⑧ 法令名：高齢者の居住の安定確保に関する法律(H13法26)

条項	事務内容	同種事務を都道府県が行う場合				備考
		出先機関の長への執 行権限保 持委任根拠	大臣の執 行権限保 持委任根拠	事務区分 (マルクマール)	大臣並行権限 (マルクマール)	
51①	公営住宅の事業主体が、条件を具備しない高齢者に公営住宅を使用させることの承認	規則39	—	—	—	法定
52、53 ①、54、 55	賃借人が死亡した時に賃貸借が終了する旨を定めることの認可等(*)	規則39	—	自治	—	承認 例外
56①	賃借人が死亡した時に賃貸借が終了する旨を定めることの変更認可(*)	規則39	—	自治	—	自治
57 <54、55> 準用	事業の変更認可に係る通知等(*)※56②において	規則39	—	自治	—	自治
58①	終身建物賃貸借の解約の申入れの承認(*)	規則39	—	自治	—	自治
65	必要な助言及び指導を行うよう努めること(*)	規則39	—	自治	—	自治
66	報告収取(*)	規則39	—	自治	—	自治
67②③	事業の認可に基づく地位を承継した者からの届出を受けること等(*)	規則39	—	自治	—	自治
68	改善命令(*)	規則39	—	自治	—	自治
69①	事業の認可の取消し(*)	規則39	—	自治	—	自治
69②	事業の認可の取消しに係る通知(*)※69②において	規則39	—	自治	—	自治
70①	事業廃止の届出を受けること(*)	規則39	—	自治	—	自治



(*)都道府県が終身賃貸事業者の場合

2-⑨ 法令名：マンションの管理の適正化の推進に関する法律(H12法149)

条項	事務内容	同種事務を都道府県が行う場合				備考
		出先機関の長への執 行権留保 委任根拠	大臣の執 行権留保 (メルクマール)	事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限 (メルクマール)	
45①	マンション管理業登録申請書の受理	規則103	—	—	—	自治
46②	マンション管理業者登録簿への登録等	規則103	—	—	—	域外
47	マンション管理業者登録簿への登録拒否	規則103	—	—	—	域外
48①②	マンション管理業者登録簿への登録事項の変更の届出受理等	規則103	—	—	—	域外
49	マンション管理業者登録簿等を開覧に供すること	規則103	—	—	—	域外
50①	廃業等の届出受理(マンション管理業者)	規則103	—	—	—	域外
51	登録の消除(マンション管理業者)	規則103	—	—	—	域外
81	必要な指示(マンション管理業者)	規則103	規則103	—	—	域外
82	業務停止命令(マンション管理業者)	規則103	規則103	—	—	域外
83	登録の取消し(マンション管理業者)	規則103	規則103	—	—	域外
84	監督処分の公告(マンション管理業者)	規則103	規則103	—	—	域外
85	報告徵収(マンション管理業を営む者)	規則103	規則103	—	—	域外
86①	立入検査(マンション管理業を営む者)	規則103	規則103	—	—	域外
59①	管理業務主任者の登録	規則104	—	—	—	域外
60①④⑤⑥	管理業務主任者証の交付申請の受理等	規則104	—	—	—	域外



2-⑨ 法令名：マジションの管理の適正化の推進に関する法律（H12法149）

条項	事務内容	同種事務を都道府県が行う場合				備考
		出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	大臣並行権限	國の調与	
		事務区分 (マルクマール)	事務区分 (マルクマール)	大臣並行権限 (マルクマール)	國の調与 (マルクマール)	
61①	管理業務主任者証の有効期間の更新	規則104	—	—	—	域外
62①	管理業務主任者の登録事項の変更の届出受理	規則104	—	—	—	域外
64①②	指示及び事務の禁止(管理業務主任者)	規則104	規則104	—	—	域外
65	登録の取消し(管理業務主任者)	規則104	規則104	—	—	域外
66	登録の消除(管理業務主任者)	規則104	—	—	—	域外
67	報告徵収(管理業務主任者)	規則104	規則104	—	—	○ 事後報告 域外



2-10 法令名：住宅の品質確保の促進等に関する法律(H11法81)

条項	事務内容	同種事務を都道府県が行う場合				備考
		出先機関の長への執行権留保委任根拠	大臣の執行権留保 (ハルクマール)	大臣並行権限 (ハルクマール)	國の調与 (ハルクマール)	
9①	住宅性能評価機関の登録	規則125	—	—	—	法定 例外
10①②③	住宅性能評価機関の登録の公示等	規則125	—	—	—	法定 例外
<9①>	住宅性能評価機関の登録更新※1②において準用	規則125	—	—	—	法定 例外
12②	登録住宅性能評価機関の地位の承継の届出受理	規則125	—	—	—	法定 例外
16①	評価業務規程の作成等の届出受理	規則125	—	—	—	法定 例外
16③	不適当な評価業務規程に係る変更命令	規則125	規則125	—	—	○ 指示 事後報告 例外
20	登録住宅性能評価機関に対する適合命令	規則125	規則125	—	—	法定 ○ 指示 事後報告 例外
21	登録住宅性能評価機関に対する改善命令	規則125	規則125	—	—	法定 ○ 指示 事後報告 例外
22①	登録住宅性能評価機関に対する報告徴収等	規則125	規則125	—	—	法定 ○ 事後報告 例外
23①③	登録住宅性能評価機関の業務の休廃止に係る届出受理等	規則125	—	—	—	法定 ○ 事後報告 例外
24①～③	登録住宅性能評価機関の登録取消等	規則125	規則125	—	—	法定 ○ 指示 事後報告 例外

(*) 評価の業務を一の地方整備局の管轄区域内のみにおいて行う登録住宅性能評価機関に関するものを、当該地方整備局長へ委任

2-① 法令名：密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(H9法49)

条項	事務内容	出先機関 の長への 委任根拠	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後 の区分 (メルクマール)	大臣並行権限 (メルクマール)	國の関与 (メルクマール)	備考
			事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限 (メルクマール)	國の関与 (メルクマール)				
30の24(7) 從前居住者用賃貸住宅の建設等の業務の認可等 (独立行政法人都市再生機構)		規則136 —	—	—	—				P 例外
62③ 模範定款例を定めること		規則136 —	—	—	—				
119⑥ 地方住民供給公社が防災街区整備事業を施行する必要があると認めること		規則136 —	自治	—	—	自治			
128① (都道府県が土地の所有者等に防災街区整備事業の認可をしたときに送付) 施行地区及び設計の概要を表示する図書の受理		規則136 —	—	—	—	自治	事後報告		
<128①> 施行地区及び設計の変更の認可をしたときに送付) (都道府県が事業組合の設立等の認可をしたときに準用		規則136 —	—	—	—	自治	事後報告		
143① (都道府県が株式会社に防災街区整備事業の認可をしたときに送付) 施行地区及び設計の概要を表示する図書の受理		規則136 —	—	—	—	自治	事後報告		
<143①> (都道府県が事業会社が施行する防災街区整備事業の変更の認可をしたときに送付)※157②において準用		規則136 —	—	—	—	自治	事後報告		
171① (都道府県が事業会社に防災街区整備事業の認可をしたときに送付) 施行地区及び設計の概要を表示する図書の受理		規則136 —	—	—	—	自治	事後報告		
<171①> (都道府県が事業会社が施行する防災街区整備事業の変更の認可をしたときに送付)※172②において		規則136 —	—	—	—	自治	事後報告		
<171①> (都道府県が事業会社の合併等について認可をしたときに送付)※175②において準用		規則136 —	—	—	—	自治	事後報告		
179① (都道府県が防災街区整備事業を施行しようとするとき) 施行地区及び設計の概要を表示する図書の認可をしたとき		規則136 —	自治	—	—	自治	事後報告		
183① (都道府県施行の事業に係る設計概要の認可をしたとき) 施行地区及び設計の概要を表示する図書の受理		規則136 —	自治	—	—	自治	事後報告		
183① (都道府県が市町村施行の事業に係る設計概要の認可をしたとき) 施行地区及び設計の概要を表示する図書の受理		規則136 —	自治	—	—	自治	事後報告		
<179①> 地方公共団体が施行する防災街区整備事業の事業計画の変更の認可※184において準用		規則136 —	自治	—	—	自治	事後報告		



2-① 法令名：密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(H9法49)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後 事務の区分 (マルチマール)	大臣並行権限 (マルチマール)	國的關與 (マルチマール)	備考
			事務区分 (マルチマール)	大臣並行権限 (マルチマール)	國的關與 (マルチマール)				
<183①>	施行地区及び設計の概要を表示する図書を送付をしたとき)※184(1)において準用	規則136	—	自治	—	—	自治	事後報告	
<183①>	施行規程等を表示する図書の受理	規則136	—	自治	—	—	自治	事後報告	
<183①>	(都道府県が市町村に設計概要変更の認可をしたとき(に送付)※184(1)において準用	規則136	—	自治	—	—	自治	事後報告	
<183①>	(国土交通大臣が都道府県に防災街区整備事業の変更の認可をしたとき)※184において準用	規則136	—	自治	—	—	自治	事後報告	
<183①>	施行地区及び設計の概要を表示する図書の受理	規則136	—	自治	—	—	自治	事後報告	
188①	(都道府県知事が市町村に防災街区整備事業の変更の認可をしたとき)※184において準用	規則136	—	自治	—	—	自治	事後報告	
<140①③(4)>	(地方住宅供給公社が防災街区整備事業を施行しようとするとき)	規則136	—	自治	—	—	自治	事後報告	
<140⑥>	事業計画の修正の申告を受けること等※188③④)において準用	規則136	—	自治	—	—	自治	事後報告	
<143①>	地方住宅供給公社に認可をしたときに都道府県等に施行規程等を表示する図書を送付すること※188③④)において準用	規則136	—	自治	—	—	自治	事後報告	
<143①>	(都道府県が施行規程等の認可をしたときに送付)※188③④)において準用	規則136	—	自治	—	—	自治	事後報告	
204①④	権利変換計画の認可等(機構施行事業を除く)	規則136	—	自治	—	—	自治	事後報告	
236③	特定建築者の決定の承認(機構施行事業を除く)	規則136	—	自治	—	—	自治	事後報告	
264③	分担金の協議に係る裁定等(機構施行事業を除く)	規則136	—	—	—	—	自治	事後報告	
268①	報告の徵求等(都道府県又は市町村に対するもの)	規則136	規則136	自治	268①	—	法定	○	
268②	勧告、助言又は援助(都市再生機構)	規則136	—	—	—	—		例外	
272①②	是正の要求等(都道府県、市町村又は都市再生機構に対するもの)	規則136	規則136	自治	272②	—		例外	P



2-① 法令名：密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(H9法49)

条項	事務内容	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後 （メルクマール）	備考
		出先機関 の長への 委任根拠	大臣の執 行権留保	大臣区分 (メルクマール)		
277①	管理規約の認可(機構施行事業を除く)及び都道府 県施行に関する協議同意	規則136	—	自治	—	—
304	再審査請求の裁決等	規則136	—	—	—	—



事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限 (メルクマール)	権限移譲後 （メルクマール）		備考 (メルクマール)
		國の賜与 (メルクマール)	國の賜与 (メルクマール)	
事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限 (メルクマール)	國の賜与 (メルクマール)	國の賜与 (メルクマール)	國の賜与 (メルクマール)

2-12 法令名：電線共同溝の整備等に関する特別措置法(H7法39)

条項	事務内容	出先機関 の長への 委任根拠	大臣の執 行権留保	同種事務を都道府県が行う場合				権限移譲後 の区分 (メルクマール)	国の調与 (メルクマール)	備考
				補助国道 (メルクマール)	都道府県道 (事務区分 (メルクマール))	都道府県道 (事務区分 (メルクマール))	大臣並行権限 (メルクマール)			
	【道路管理者としての権限】									
3①～④	電線共同溝を整備すべき道路の指定等	令15	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	法定	承認
4①～④、10	電線共同溝の建設完了後の占用の許可の申請等	令15	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	法定	事後報告
5②～⑤	電線共同溝の建設等	令15	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	法定	同意
6②	電線共同溝の占用予定者の地位承継の届出の受 理	令15	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	法定	事後報告
8①②	電線共同溝の増設等	令15	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	法定	同意
〈4①～④、6②〉 ※8③において準用	電線共同溝の増設完了後の占用の許可の申請等	令15	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	法定	事後報告
〈5②～⑤〉	電線共同溝の増設等※8③において準用	令15	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	法定	同意
9	道路占用許可等の制限	令15	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	法定	事後報告
11①	占用予定者に対する電線共同溝の占用の許可	令15	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	法定	事後報告
12①	電線共同溝の占用に係る変更の許可	令15	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	法定	事後報告
14②	電線共同溝の占用許可に基づく地位の承継の届出 の受理	令15	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	法定	事後報告
15①	電線共同溝の占用許可に基づく権利の譲渡の承認	令15	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	法定	事後報告
16②	電線共同溝の占用者に対する工事の中止命令等	令15	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	法定	指示 ○ 事後報告



2-12 法令名：電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成39年)

条項	事務内容	出先機関 の長への 委任根拠	大臣の執 行権留保	同種事務を都道府県が行う場合				権限移譲後 の権限区分 (メルクマール)	国の調与 (メルクマール)	備考
				補助国道 (メルクマール)	都道府県道 (メルクマール)	事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限 (メルクマール)			
17①	公益上やむを得ないときの措置命令等	令15	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	法定	○ 指示 事後報告
17②④	措置命令等に係る損失補償	令15	—	自治	—	自治	—	—	法定	承認 対応策
〈道路法 69②③〉	措置命令等に係る損失補償※17③において準用	令15	—	自治	—	自治	—	—	法定	承認 対応策
18	電線共同溝管理規程の制定	令15	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	法定	承認 対応策
20②	原状回復に係る必要な指示	令15	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	法定	○ 指示 事後報告
21	国の行う電線共同溝の占用の許可等の特例	令15	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	法定	事後報告 対応策
〈道路法 73①～③ 〉	負担金等の強制徴収等※25において準用	令15	—	自治	—	自治	—	—	法定	○ 指示 事後報告
26	電線共同溝の占用許可の取消等	令15	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	法定	事後報告 対応策



- 地方分権推進計画(平成10年5月閣議決定)
 - ・ 法定受託事務とするメルクマール
 - (2)根幹的部分を国が直接執行している事務で以下に掲げるもの
 - ① 国が設置した公物の管理及び国立公園の管理並びに国定公園内における指定等に関する事務

2-13 法令名：水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律(H6法8)

条項	事務内容	同種事務を都道府県が行う場合				権限移譲後 （メルクマール）	備考
		指定区間内の1級河川 (メルクマール)	2級河川 (メルクマール)	都道府県区分 (メルクマール)	大臣並行権限 (メルクマール)		
	【国土交通大臣の権限】						
14①	計画水道事業者に対し費用を負担させること	省令② Ⅱ	— 自治	— 自治	— 自治	法定	対応策
16①～③	負担金を督促し、及び強制的に徴収すること	省令② Ⅱ	— 自治	— 自治	— 自治	法定	対応策
	【河川管理者としての権限】						
4④	水道原水水質保全事業の実施促進を要請した旨の通知の受理	省令①	— 法定 (2)②	— 自治	— 自治	法定	対応策
5⑦⑧⑩	都道府県計画の作成に關し協議を受けること等	省令①	— 法定 (2)②	— 自治	— 自治	法定	対応策
7①②④⑤⑨⑪	河川管理者事業計画の作成、実施等	省令①	— 法定 (2)②	— 自治	— 自治	法定	同意 対応策
9①④	協議会の設置等	省令①	— 法定 (2)②	— 自治	— 自治	法定	対応策
10②③	水道原水水質記録の提出を受けること等	省令①	— 法定 (2)②	— 自治	— 自治	法定	対応策



- 地方分権推進計画(平成10年5月閣議決定)
 - ・ 法定受託事務とするメルクマール
 - (2) 根幹的部分を国が直接執行している事務で以下に掲げるもの
 - ② 広域にわたり重要な役割を果たす治山・治水及び天然資源の適正管理に関する事務

2-⑭ 法令名： 大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法(S63法47)

条項	事務内容	同種事務を都道府県が行う場合				備考
		出先機関 長への執 行権留保 委任根拠	大臣並行権 (マルクマール)	審査区分 (マルクマール)	國の闇与 (マルクマール)	
3①②、4 ①②	宅地開発事業計画の認定	規則12	—	—	—	法定 ○ 対応策
5①	宅地開発事業計画の認定に係る意見聴取	規則12	—	—	—	法定 ○ 対応策
6①	宅地開発事業計画の認定の通知	規則12	—	—	—	法定 ○ 対応策
7①	宅地開発事業計画の変更認定	規則12	—	—	—	法定 ○ 対応策
〈3②、4 ①②、5 ⑦②〉 ①、6①〉	宅地開発事業計画の変更認定に係る意見聴取等※ 7②において準用	規則12	—	—	—	法定 ○ 対応策
8	届出の受理(宅地造成の開始)	規則12	—	—	—	法定 ○ 対応策
9	宅地造成工事の完了の確認	規則12	—	—	—	法定 ○ 対応策
11	届出の受理(造成宅地の処分)	規則12	—	—	—	法定 ○ 対応策
12①②	報告徵求等(宅地開発事業の実施状況)	規則12	—	自治	—	法定 ○ 対応策
13	認定事業者の地位の承継の承認	規則12	—	—	—	法定 ○ 対応策
14	改善命令(認定事業者)	規則12	—	—	—	法定 ○ 対応策
15①②	認定の取消し(宅地開発事業計画)	規則12	—	—	—	法定 ○ 対応策
〈6①〉	宅地開発事業計画の認定取消しの通知※15③における 準用	規則12	—	—	—	法定 ○ 対応策



(*)国交大臣権限のうち、日本労働者住宅協会が施行する宅地開発事業に係るもの以外のものを整備局長へ委任

2-15 法令名：民間都市開発の推進に関する特別措置法(S62法62)

条項	事務内容	同種事務を都道府県が行う場合			備考
		出先機関の長への執行権留保委任根拠	大臣の執行権留保	大臣並行権限	
		事務区分 (マルクマール)	大臣区分 (マルクマール)	國の調与 (マルクマール)	
14の3	事業用地適正化計画の認定	規則12	—	—	法定 ○ 事後報告 対応策
14の5①	事業用地適正化計画の変更の認定	規則12	—	—	法定 ○ 事後報告 対応策
14の6	認定事業者からの報告徵収	規則12	—	—	法定 ○ 事後報告 対応策
14の7	一般承継人等が認定事業者の地位を承継することの承認	規則12	—	—	法定 ○ 事後報告 対応策
14の10	認定事業者に対する改善命令	規則12	—	—	法定 ○ 事後報告 対応策
14の11①	計画の認定の取消し	規則12	—	—	法定 ○ 事後報告 対応策
14の12	認定事業者に対する勧告	規則12	—	—	法定 ○ 事後報告 対応策



		権限移譲後			備考
		事務区分 (マルクマール)	大臣並行権限	國の調与 (マルクマール)	
		法定 ○ 事後報告 対応策	法定 ○ 事後報告 対応策	法定 ○ 事後報告 対応策	法定 ○ 事後報告 対応策

2-16 法令名：淨化槽法（S58法43）

条項	事務内容	同種事務を都道府県が行う場合				備考
		出先機関の長への執 行権留保 委任根拠	大臣の執 行権留保	大臣並行権限	國の調与 (メルクマール)	
13①、14 ①②、15	淨化槽の型式の認定	省令4 (* 1)	—	—	—	法定 例外
14③	淨化槽の型式の認定の変更	省令4 (* 1)	—	—	—	法定 例外
16	淨化槽の型式の認定の更新	省令4 (* 1)	—	—	—	法定 例外
18①～③	淨化槽の型式の認定の取消し	省令4 (* 1)	—	—	—	法定 例外
19	淨化槽の型式の認定等をしたときの環境大臣への 通知等	省令4 (* 1)	—	—	—	法定 例外
53①	報告徵収等(淨化槽製造業者)	省令4 (* 1)	—	—	—	法定 ○ 事後報告 例外
42①	淨化槽設備免状の交付(交付の決定を除く)	省令25 (* 2)	—	—	—	法定 例外
42③	淨化槽設備土免状の返納の命令	省令25 (* 2)	—	—	—	法定 ○ 事後報告 例外



事務区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限 (メルクマール)	大臣並行権限 (メルクマール)	
業務の区分 (メルクマール)	法定	法定	例外
國の調与 (メルクマール)	法定	法定	例外

(* 1)淨化槽の型式の認定に関する省令、(* 2)淨化槽設備土に関する省令

2-⑯ 法令名：幹線道路の沿道の整備に関する法律(S55法34)

条項	事務内容	同種事務を都道府県が行う場合				権限移譲後 の開示
		補助国道 事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限 (メルクマール)	都道府県道 事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限 (メルクマール)	
【国土交通大臣の権限】						
5① 都道府県知事から沿道整備道路として指定するための協議を受け、同意すること	令14 —	—	—	—	—	法定
13の6① 情報提供又は指導及び助言（沿道整備推進機構）	令14 —	自治	—	自治	—	法定 ○ 事後報告
【道路管理者としての権限】						
5③ 都道府県知事から協議を受けること（沿道整備道路としての指定）	令14 —	法定(2)①	—	自治	—	法定 事後報告 対応策
5④ 都道府県知事にに対し要請すること（沿道整備道路としての指定）	令14 —	法定(2)①	—	自治	—	法定 事後報告 対応策
7①② 必要な措置を講ずること（道路交通騒音の減少等のための措置）	令14 —	法定(2)①	—	自治	—	法定 ○ 指示 事後報告 対応策
7の2①③ 道路交通騒音の減少に関する計画を定めること等（沿道整備道路）	令14 —	法定(2)①	—	自治	—	法定 同意 対応策
8① 沿道整備協議会を組織すること	令14 —	法定(2)①	—	自治	—	法定 事後報告 対応策
12①② 継衝建築物を建築する者の費用の一部負担等	令14 —	自治	—	自治	—	法定 承認 対応策
13①② 必要な助成等の措置等（防音上有効な構造とするために行う工事）	令14 —	自治	—	自治	—	法定 承認 対応策
13の6② 必要な協力をを行うこと（沿道整備推進機構）	令14 —	法定(2)①	—	自治	—	法定 事後報告 対応策

○ 地方分権推進計画（平成10年5月閣議決定）

- ・ 法定受託事務とするメルクマール

(2)根幹的部分を国が直接執行している事務で以下に掲げるものの

- ① 国が設置した公物の管理及び国立公園内における指定等に関する事務

2-10

法令名：大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(S50法67)

条項	事務内容	同種事務を都道府県が行う場合				備考
		大臣の執行権の委任権限 (ハルクマール)	大臣並行権限 (ハルクマール)	國の調与 (ハルクマール)	國の調与 (メルクマール)	
52①	事業計画の認可 (都府県が施行する住宅街区整備事業)	規則51の 2	—	自治	—	事後報告
58①、59 ⑪	施行規程等の認可等 (地方住宅供給公社(市ののみが設立したもの)を除 く。)が施行する住宅街区整備事業)	規則51の 2	—	自治	—	事後報告
59④	施行規程等の継続 (地方住宅供給公社(市ののみが設立したもの)を除 く。)が施行する住宅街区整備事業)	規則51の 2	—	自治	—	自治
59⑥⑦	意見書又は報告の受理等 (地方住宅供給公社(市ののみが設立したもの)を除 く。)が施行する住宅街区整備事業)	規則51の 2	—	—	—	自治
59⑧	意見書の内容審査、必要な修正を命ぜること等 (地方住宅供給公社(市ののみが設立したもの)を除 く。)が施行する住宅街区整備事業)	規則51の 2	—	自治	—	自治
59⑯⑭	施行規程等の変更認可 (地方住宅供給公社(市ののみが設立したもの)を除 く。)が施行する住宅街区整備事業)	規則51の 2	—	自治	—	事後報告
92③	協議の裁定(地方公共団体の分担金) (地方住宅供給公社が施行する住宅街区整備事業)	規則51の 2	—	—	—	自治
95①	報告徵収、勧告等	規則51の 2	規則51の 2	自治	95①	○
95②	機構に対する勧告、助言等	規則51の 2	—	—	—	法定 ○ 事後報告 例外
(土地区画 整理事法124 ～126)	是正の要求※96において準用	規則51の 2	規則51の (126①の み)	—	—	法定 ○ 事後報告 例外
99	技術的援助の求めを受けること	規則51の 2	規則51の 2	自治	—	法定 ○



条項	事務内容	権限移譲後				備考
		事務区分 (ハルクマール)	大臣並行権限 (ハルクマール)	國の調与 (ハルクマール)	國の調与 (メルクマール)	
52①	事業計画の認可 (都府県が施行する住宅街区整備事業)	規則51の 2	—	自治	—	事後報告
58①、59 ⑪	施行規程等の認可等 (地方住宅供給公社(市ののみが設立したもの)を除 く。)が施行する住宅街区整備事業)	規則51の 2	—	自治	—	事後報告
59④	施行規程等の継続 (地方住宅供給公社(市ののみが設立したもの)を除 く。)が施行する住宅街区整備事業)	規則51の 2	—	自治	—	自治
59⑥⑦	意見書又は報告の受理等 (地方住宅供給公社(市ののみが設立したもの)を除 く。)が施行する住宅街区整備事業)	規則51の 2	—	—	—	自治
59⑧	意見書の内容審査、必要な修正を命ぜること等 (地方住宅供給公社(市ののみが設立したもの)を除 く。)が施行する住宅街区整備事業)	規則51の 2	—	自治	—	自治
59⑯⑭	施行規程等の変更認可 (地方住宅供給公社(市ののみが設立したもの)を除 く。)が施行する住宅街区整備事業)	規則51の 2	—	自治	—	事後報告
92③	協議の裁定(地方公共団体の分担金) (地方住宅供給公社が施行する住宅街区整備事業)	規則51の 2	—	—	—	自治
95①	報告徵収、勧告等	規則51の 2	規則51の 2	自治	95①	○
95②	機構に対する勧告、助言等	規則51の 2	—	—	—	法定 ○ 事後報告 例外
(土地区画 整理事法124 ～126)	是正の要求※96において準用	規則51の 2	規則51の (126①の み)	—	—	法定 ○ 事後報告 例外
99	技術的援助の求めを受けること	規則51の 2	規則51の 2	自治	—	法定 ○

2-19 法令名：石油コンビナート等災害防止法(S50法84)

条項	事務内容	出先機関の長任への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合	権限移譲後	備考
		事務区分 (マルクマール)	大臣並行権限 (マルクマール)	國の調与 (マルクマール)	大臣並行権限 (マルクマール)	國の調与 (マルクマール)
33②	計画作成の協議を受けること (地方公共団体の長が行う緑地等の設置)	省令4	—	—	法定	
				—		



		事務区分 (マルクマール)	大臣並行権限 (マルクマール)	國の調与 (マルクマール)	備考
		法定			

2-⑩ 法令名：公有地の拡大の推進に関する法律(S47法66)

条項	事務内容	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後 （事務の区分 (マルクマール)）	備考
		大臣への執行権留保 （大臣への委任権）	大臣並行権限 (マルクマール)	國の闘与 (マルクマール)		
19②	報告徵収、立入検査(土地開発公社)	令9の2	令9の2	自治	19②	— 共管



事務区分 (マルクマール)	権限移譲後			備考
	大臣並行権限 (マルクマール)	大臣並行権限 (マルクマール)	國の闘与 (マルクマール)	
法定				

2-21 法令名：新都市基盤整備法（S47法86）

条項	事務内容	同種事務を都道府県が行う場合			
		出先機関 の長への 委任権	大臣の執 行権限保 持権	事務区分 (メールマール)	大臣並行権限 (マルクマール) 国との関与
7①	申請書の受理 (都道府県が施行する新都市基盤整備事業)	規則45	—	自治	—
13②	確定収用率の届出及び公告 (都道府県が施行する新都市基盤整備事業)	規則45	—	自治	—
22	土地整理の施行計画の設計概要の認可 (都道府県が施行する新都市基盤整備事業)	規則45	—	自治	—
45①	協議及び同意(都道府県知事が処分計画を定める 場合)	規則45	—	自治	—
60①	施行者である都道府県に対し、必要な措置を講ずべきことを求めること。	規則45	規則45	自治	—
61	報告徴収、勧告等 (都道府県が施行する新都市基盤整備事業)	規則45	規則45	自治	61
63	経済産業大臣の意見を聴くこと	規則45	—	—	—



権限移譲後		備考	
事務の区分 (マルクマール)	大臣並行権限	國の関与 (マルクマール)	
法定			
自治			
自治			
法定	○		
法定	○		
			例外

□

2-22 法令名：農地所有者等賃住宅建設融資利子補給臨時措置法（S46法32）

2-23 法令名： 地方道路公社法(S45法82)

条項	事務内容	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後 （専務区分 (マルクマール)）	権限移譲後 （大臣並行権限 (マルクマール)）	備考
		出先機関 の長への 委任根拠	大臣の執 行権留保	國の闇与 (マルクマール)			
	【国土交通大臣としての権限】						
5②	定款変更認可	規則22	—	自治	—	—	法定
9①	道路公社設立認可	規則22	—	自治	—	—	法定
9③	国交大臣から総務大臣への協議 (道路公社設立認可時)	規則22	—	—	—	—	法定
12⑤	監査結果の意見提出を受けること	規則22	—	自治	—	—	法定
22②	業務方法書変更認可	規則22	—	自治	—	—	法定
31	道路公社余裕金を運用できる有価証券の指定等	規則22	—	—	—	—	法定
34③	道路公社解散認可	規則22	—	自治	—	—	法定
34⑥	都道府県知事から国交大臣への事前協議 (解散認可)	規則22	—	—	—	—	法定
35の4	清算中に就職した清算人からの届出を受けること	規則22	—	—	—	—	法定
36の2③ (4)	裁判所に意見を述べること等(道路公社の解散等)	規則22	—	—	—	—	法定
36の3	清算結果の届出を受けること	規則22	—	—	—	—	法定
38①	報告徴収、立入検査	規則22	—	自治	38①	—	法定 ○ 事後報告
39	監督命令	規則22	—	自治	39	—	法定 ○ 指示 事後報告
41①	設立団体が二以上である道路公社の行うことができる業務の認可	規則22	—	—	—	—	法定 承認 例外



2-②③ 法令名： 地方道路公社法(S45法82)

条項	事務内容	同種事務を都道府県が行う場合				権限移譲後 備考
		補助国道 事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限 (メルクマール)	都道府県道 事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限 (メルクマール)	
【道路管理者としての権限】						
5④ 道路の整備に関する基本計画の変更に係る同意	規則22	法定 (2)①	—	自治	—	—
9② 定款を作成する場合の基本計画についての同意	規則22	法定 (2)①	—	自治	—	—



- 地方分権推進計画(平成10年5月閣議決定)
 - ・ 法定受託事務とするメルクマール
 - (2)根幹的部分を国が直接執行している事務で以下に掲げるものの

- ① 国が設置した公物の管理及び国立公園の管理並びに国立公園内における指定等に関する事務

2-24 法令名： 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(S45法136)

条項	事務内容	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後 （マルクマール）	備考
		出先機関 の長への 委任根拠	大臣の執 行権留保	大臣並行権限 （マルクマール）		
40の2②	油濁防止緊急措置手引書等の作成等を命ずること 報告徵取 (油濁防止緊急措置手引書等の作成等)	規則41③	規則41③	—	—	法定 ○ 事後報告
48④	油濁防止緊急措置手引書の検査等	規則41③	規則41③	—	—	法定 ○ 事後報告
48⑦	必要な指導、助言及び勧告	規則41③	規則41③	—	—	法定 ○ 事後報告
49の2						



2-25 法令名：都市再開発法(S44法38)

条項	事務内容	同種事務を都道府県が行う場合				権限移譲後 備考
		出先機関 の執行 委任根拠	大臣への 行権留保	事務区分 (マルクマール)	大臣並行権限 (マルクマール)	
2の2⑥	住宅供給公社の施行の必要を認めること	規則40	—	—	—	自治
7の15①	都道府県知事から図書等の送付を受けること (個人施行の認可)	規則40	—	—	—	自治
19①	都道府県知事から図書等の送付を受けること (組合の設立の認可)	規則40	—	—	—	自治
〈19①〉	都道府県知事から図書等の送付を受けること (組合の定款等の変更の認可)※38②において準用	規則40	—	—	—	自治
〈19①〉	都道府県知事から図書等の送付を受けること(市の みが設立した地方住宅供給公社に係る施行規程等 の認可等)※58③④において準用	規則40	—	—	—	自治
50の8	都道府県知事から図書等の送付を受けること (再開発会社の市街地再開発事業施行の認可)	規則40	—	—	—	自治
〈50の8〉	都道府県知事から図書等の送付を受けること(再開 発会社の合併等の認可)※50の12②において準用	規則40	—	—	—	自治
51①	設計概要の認可 (都道府県の市街地再開発事業)	規則40	—	自治	—	自治
〈51①〉	設計概要の認可(都道府県の市街地再開発事業の 事業計画変更)※56①において準用	規則40	—	自治	—	自治
55①	・関係都道府県知事等へ図書の写しを送付すること (51①の認可時) ・都道府県知事から図書等の送付を受けること (市町村施行の事業計画の設計概要の認可)	規則40	—	自治	—	自治
〈55①〉	・関係都道府県等へ図書の写しを送付すること (56①において準用する51①の認可時) ・都道府県知事から図書等の送付を受けること (市町村施行の事業計画の設計概要の変更認可) ※56①において準用	規則40	—	自治	—	自治
58①	施行規程及び事業計画の認可等 (地方住宅供給公社に係るもの)	規則40	—	自治	—	自治
72①④	権利変換計画の認可等 (都道府県又は地方住宅供給公社に係るもの)	規則40	—	自治	—	自治



事務内容	権限移譲後			備考
	事務区分 (マルクマール)	大臣並行権限 (マルクマール)	國の關与 (マルクマール)	
都道府県知事から図書等の送付を受けること (組合の設立の認可)	規則40	—	—	自治

2-25 法令名：都市再開発法(S44法38)

条項	事務内容	同種事務を都道府県が行う場合				権限移譲後 備考
		出先機関 の執行 委任根拠	大臣への 執行権留保	事務区分 (マルクマール)	大臣並行権限 (マルクマール)	
99の3③ (都道府県が設立した地方住宅供給公社に係るもの) の特定建築者決定の承認	規則40 —	自治	—	—	—	自治
118の6① (都道府県又は地方住宅供給公社に係るもの) の管理処分計画の認可等	規則40 —	自治	—	—	—	自治
118の3 (3)施行者以外の者に施設建築物の建築を行わせる場合の承認※118の28②において準用	規則40 —	自治	—	—	—	自治
120③ (地方住宅供給公社に係るもの) の地方公共団体の分担金の裁定等	規則40 —	自治	—	—	—	自治
124①② (市街地再開発事業) の報告徴収、勧告等	規則40 (124①の み)	自治	124① —	—	○	事後報告 例外
126①② の処分の取消し、変更若しくは停止等	規則40 —	自治	126② —	—	○	事後報告 例外
133① (都道府県が設立した地方住宅供給公社施行に係る 認可) の管理規約の認可	規則40 —	自治	—	—	—	自治



事務区分 (マルクマール)	大臣並行権限 (マルクマール)	権限移譲後		備考
		事務区分 (マルクマール)	大臣並行権限 (マルクマール)	
國の關与 (マルクマール)	大臣並行権限 (マルクマール)	國の關与 (マルクマール)	大臣並行権限 (マルクマール)	